

平成 29 年 12 月 29 日
株式会社長崎銀行

休眠預金等活用法について

平成 30 年 1 月 1 日、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）が施行されます。

1. 休眠預金等活用法とは

- ◆ 「休眠預金等」とは、10 年以上、入出金等の「異動」がない「預金等」のことを指し、お客さまの預金が「休眠預金等」となった場合、預金保険機構に移管され、最終的に「民間公益活動」の促進に活用されます。
- ◆ 移管となる預金については事前に長崎銀行ホームページにおける公告によりお知らせします。
- ◆ また、休眠預金等活用法第三条第二項および施行規則第七条第四項に基づき、残高が 1 万円以上ある場合には公告前に通知書を発送させていただきます。
- ◆ お客さまの預金が休眠預金となっているかご確認いただく場合には、通帳等の口座番号やお取引状況が分かる書類をお手元にご用意のうえ、お取引店またはお近くの長崎銀行にお申し付けください。
- ◆ 休眠預金として預金保険機構に移管された場合でも、印鑑や通帳、本人確認書類をお持ちいただくことで引続き長崎銀行の窓口にて払い戻しが可能です。
- ◆ 休眠預金等活用法の詳細は、内閣府や金融庁のウェブサイト等をご参照ください。

<休眠預金の民間公益活動への活用など>

・ [内閣府休眠預金等活用担当室ホームページ](#)

<休眠預金の引き出し手続きなど>

・ [金融庁ホームページ](#)

<全国銀行協会チラシ>

・ [休眠預金等活用法チラシ](#)

2. 休眠預金等活用法に基づく異動事由について

- ◆ 休眠預金等活用法の施行にともない、本法令における「異動事由」について定めました。
- ◆ 異動事由の内容等については、[休眠預金等活用法に基づく異動事由について](#)をご参照ください。

本件に関するお問い合わせ先

長崎銀行 事務部

電話 095-816-2211